

労基署、過労死前に野村不動産調査

違法裁量労働見抜けず

裁量労働制を違法適用していた野村不動産で男性社員が過労自殺していた問題で、新宿労働基準監督署（東京）が過労死の約4年前に同社を違法労働で調査していたのに、違法適用を見ていたのがわかった。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制は、実際に働いた時間に応じて一定時間を見抜けなかつたことがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制は適用できる業務が法律で決まっているが、実際の働き方を詳しく見ていないと適切な適用か判断できず、取り締まりが難しくなった。

いじされる。野党は「いつ導入されると乱用が見抜けない」と指摘。政府が働き方改革関連法案で導入を目指す、高収入の一部専門職を労働時間規制から完全に外す「高度プロフェッショナル制度」も同じ懸念があるとして反対している。

裁量労働制は、実際に働いた時間に応じて一定時間を見抜けなかつたことがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制を違法適用していた野村不動産で男性社員が過労自殺していた問題で、新宿労働基準監督署（東京）が過労死の約4年前に同社を違法労働で調査していたのに、違法適用を見ていたのがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制は適用できる業務が法律で決まっているが、実際の働き方を詳しく見ていないと適切な適用か判断できず、取り締まりが難しくなった。

いじされる。野党は「いつ導入されると乱用が見抜けない」と指摘。政府が働き方改革関連法案で導入を目指す、高収入の一部専門職を労働時間規制から完全に外す「高度プロフェッショナル制度」も同じ懸念があるとして反対している。

裁量労働制は、実際に働いた時間に応じて一定時間を見抜けなかつたことがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制を違法適用していた野村不動産で男性社員が過労自殺していた問題で、新宿労働基準監督署（東京）が過労死の約4年前に同社を違法労働で調査していたのに、違法適用を見ていたのがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制は適用できる業務が法律で決まっているが、実際の働き方を詳しく見ていないと適切な適用か判断できず、取り締まりが難しくなった。

いじされる。野党は「いつ導入されると乱用が見抜けない」と指摘。政府が働き方改革関連法案で導入を目指す、高収入の一部専門職を労働時間規制から完全に外す「高度プロフェッショナル制度」も同じ懸念があるとして反対している。

裁量労働制は、実際に働いた時間に応じて一定時間を見抜けなかつたことがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制を違法適用していた野村不動産で男性社員が過労自殺していた問題で、新宿労働基準監督署（東京）が過労死の約4年前に同社を違法労働で調査していたのに、違法適用を見ていたのがわかつた。過労自殺をきっかけに改めて調査し気付いた。

裁量労働制は適用できる業務が法律で決まっているが、実際の働き方を詳しく見ていないと適切な適用か判断できず、取り締まりが難しくなった。

直しだけを指導。違法適用について指摘はなかった。

16年9月に裁量労働制を適用されていた東京本社の男性社員が自殺し、17年春に遺族が労災申請したことを見抜けなかつたことをきつかけに新宿労働基署は同社を調査。男性を含め、全社的に違法適用していたことが発覚し、東京労働局は同12月に特別指導した。同社は社員約1900人のうち約600人に適用していだが、今年3月に廃止した。

政府は、特別指導のきっかけが過労死だったことを認めていない。野党側は、過労死が出ないと違法適用を見抜けないと疑念を深め、調査のきっかけを明かすよう求めている。12年間の調査について、新宿労働基署は「個別の事案はお答えできない」としている。

テレ朝社員過労死

15年54歳プロデューサー

テレビ朝日のドラマのプロデューサーだった男性社員（当時54）が2015年2月に心不全で死亡したのは長時間労働による過労が原因だったとして、三田労働基準監督署（東京）が労災認定していたことが16日、同社への取材でわかった。

広報部によると、男性は労働時間の規制が緩い「管理監督者」だった。13年7月に出張先のホテルで心臓疾患で倒れ、病院に運ばれたという。三田労働署は、倒れる直前の3カ月間の時間外労働が70～130時間に及び、「過労死ライン」とされる月80時間を超えていたことを確認。14年10月に労災認定した。男性はその後も療養を続けていたが、15年2月に心不全で死亡。

労働署は、「残業と死亡」との因果関係も認め、同年7月に過労死と認定したという。

同社は取材に対し「極め

て重く受け止めておりま

す。現在、会社をあげて有

給休暇取得の奨励など『働き方改革』に取り組んでお

り、社員の命と健康を守るための対策をより一層進め

てまいります」とコメント

した。「当時ご遺族の意向

もあり、公表は差し控えさ

せて頂きました」としてい

る。

裁量労働制を適用

28歳の過労死認定

36時間連続で勤務

システム開発会社で裁量労働制を適用されていた男性社員（当時28）が昨年8月に死亡したのは長時間労働が原因だったとして、池袋労働基準監督署（東京）が労災認定していたことが、16日に会見して公表した。川人弁護士によると、男

性は「レックアイ」（東京都豊島区）で不動産業者向けのシステム開発や営業を担当。昨年7月1日にチーフマリーダーに昇格し、実際に勤いた時間に関わらず一定の時間勤いたとみなして残業代込みの賃金を支払う裁量労働制が適用された。納期が迫る仕事を抱え、

7月上旬は4日午後1時～

6日前1時まで36時間連続で働くなど長時間労働が続いた。その後体調を崩し、8月18日に自宅で死亡

死因はくも膜下出血だった。

池袋労働署は、死亡前2カ月（6月12日～8月14日）の時間外労働を月平均87時間45分と認定。このうち7月11日までの1カ月は約136時間にのぼり、「業務による明らかな過重負荷」とした。

川人弁護士は「裁量労働制の適用が徹夜勤務を招いた要因の一つ。過労死にながった可能性は高い」と話した。（千葉卓朗）